

Q & A たかまつ販路開拓チャレンジ補助金（高松市需要開拓促進事業（新市場販路開拓）補助金）

NO	質問	答え	掲載日
1	補助対象者となる中小企業者の具体的な定義はありますか。	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者をいいます。具体的には、P4の表を参照してください。	R7.4.1
2	市外に住民票があり、市内で個人事業を営んでいるが、補助対象ですか。	対象ではありません。 個人の場合は、住民票上の住所が高松市内、法人の場合は、履歴事項全部証明書上の本店又は主たる事務所の住所が高松市内である必要があります。	R7.4.1
3	まだ交付決定を受けていないが、見本市等に出展してもよいですか。	不可です。出展は、必ず交付決定後とする必要があります。	R7.4.1
4	1年前に見本市等への出展を申し込んでいるが、補助対象となりますか。	本補助制度は、準備期間を考慮し、特別に、交付決定前の事前着手を認めます。そのため、既に申込みが完了している見本市等に出展する場合でも補助対象とします。ただし、交付決定後に、出展する場合に限ります。 また、出展申込時に支払を要する出展料等、出展に係る経費として、事前に支払が必要な経費であると認められる場合は、その経費を補助対象経費とすることができます。	R7.4.1
5	複数の見本市等への出展の経費をまとめて交付申請できますか。	複数の見本市等の出展経費を混合して交付申請することはできません。	R7.4.1
6	本補助金で出展する見本市等及び自社製品について、他の補助金を受けて出展する（した）が、補助対象となりますか。	他の補助金等を受けて出展する（した）見本市等と同一の見本市等に出展する事業は補助対象となりません。 ただし、他の補助金等を受けて出展する（した）自社製品を、別の見本市等に出展する事業は補助対象となり得ます。	R7.4.1
7	同一年度内に、複数の見本市等に出展するに当たり、本補助金を複数回申請することはできますか。	国内枠・国外枠・オンライン枠の各枠につき1回まで申請できます。同じ枠を複数回申請することはできません。	R7.4.1
8	外貨での支払がある場合、補助対象経費はどのように算出したらよいですか。	外貨での支払については、交付申請時は交付申請日前1カ月以内の任意の日における為替レート、実績報告時は支払日時点の三菱UF	R7.4.1

		Ｊ銀行公表の仲値（TTM）の為替レートにより換算し、日本円の金額で算出してください。支払日時点の為替レートを確認できない場合は、支払月の基準レート（日本銀行の「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」による。）で換算してください。 なお、計算に用いた為替レートが分かる資料を添付してください。	
9	補助対象経費の支払方法は、銀行振込以外認められないのですか。	補助対象経費の支払は<u>銀行振込が原則</u>です。ただし、銀行振込で支払うことができない経費（宅急便送料等）は必ずしも銀行振込でなくても認められる場合がありますので、あらかじめ御相談ください。	R7.4.1
10	会員価格の出展料は補助対象経費となりますか。	ジェトロ（日本貿易振興機構）が主催又は参加する見本市等への出展料のみ、ジェトロ会員割引価格の出展料を補助対象経費とできる場合があります。ただし、ジェトロ等主催者側が、会員割引価格の出展料について、本補助金の交付を受けることを可としている場合に限りです。あらかじめ御相談ください。	R7.4.1
11	国内枠・国外枠について、見本市等への出展を支援する機関（ジェトロ・商工会議所・商工会等。以下、「出展支援機関」という。）が出展申込み又は出展料支払を行った見本市等に出展する場合は、補助対象事業となりますか。	事前相談の申込み前に、産業振興課まで御相談いただき、<u>市が認める場合は、出展支援機関が構えたブースへの出展も補助対象事業</u>となります。ただし、補助対象者自らが見本市等で商談を行う必要があります。なお、出展支援機関が出展申込を行った場合は、交付申請又は実績報告時に、補助対象者から出展支援機関への出展申込書の写しの提出が必要です。（出展支援機関から見本市等開催者への出展申込書も提出いただく場合があります。）	R7.4.1
12	交付申請後、交付決定を受けるまで、どのぐらいの日数がかかりますか。	不備のない交付申請書類を受付後、交付決定まで2週間程度の日数を要します（交付決定前に見本市等へ出展することは、補助対象として認められませんので注意してください。）。	R7.4.1
13	展示会への出展を取りやめる場合、	速やかに高松市産業振興課（839-2411）ま	R7.4.1

	どうすればよいですか。	で連絡してください。									
14	どの日付をもって事業完了としたらよいですか。	原則、事業完了日は下表のとおりとしてください。 <table><tr><th>出展見本市等</th><th>事業完了日</th></tr><tr><td>見本市 (国内)</td><td rowspan="3">出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。ただし、出展前に補助対象経費支払が完了している場合は、出展終了日を事業完了日とみなします。</td></tr><tr><td>見本市 (国外)</td></tr><tr><td>オンライン 見本市</td></tr><tr><td>越境 EC モール</td><td>出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。 (詳細については、交付決定後、事業実施計画等に応じて、個別に御案内します。)</td></tr></table>	出展見本市等	事業完了日	見本市 (国内)	出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。ただし、出展前に補助対象経費支払が完了している場合は、出展終了日を事業完了日とみなします。	見本市 (国外)	オンライン 見本市	越境 EC モール	出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。 (詳細については、交付決定後、事業実施計画等に応じて、個別に御案内します。)	R7.4.1
出展見本市等	事業完了日										
見本市 (国内)	出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。ただし、出展前に補助対象経費支払が完了している場合は、出展終了日を事業完了日とみなします。										
見本市 (国外)											
オンライン 見本市											
越境 EC モール	出展・補助対象経費の支払が全て完了した日。 (詳細については、交付決定後、事業実施計画等に応じて、個別に御案内します。)										
15	出展する見本市等を変更することはできますか。	原則、事前相談の申込み後、出展する見本市等を変更することはできません。事前相談の申込み後、出展する見本市等を変更する場合は、高松市産業振興課に連絡の上、一度、事前相談の申込みを取り下げて、再度、変更後の内容で事前相談の申込みを行ってください。 交付決定後の場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を提出し、再度、変更後の内容で事前相談の申込みを行ってください。 なお、再度事前相談の申込みを行う際、既に申請が予算上限に達している場合は、再申込みを受け付けることはできません。	R7.4.14								

本補助金における中小企業者の定義

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第2条第1項各号のいずれかに該当するもの。

A.下記のいずれかを満たす会社及び個人		
業種の分類※	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業・建設業・運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下
B.その他団体等		
・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 ・生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員の2/3以上が、資本金の額若しくは出資の総額5千万円（卸売業は1億円）以下の法人又は常時50人（卸売業又はサービス業は100人）以下の従業員数） ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会（直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の2/3以上が、資本金の額若しくは出資の総額3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員数） ・酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会（直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の2/3以上が、資本金の額若しくは出資の総額5千万円（酒類卸売業者は1億円）以下の法人又は常時50人（酒類卸売業者は100人）以下の従業員数） ・内航海運組合、内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員たる内航海運業者の2/3以上が、資本金の額若しくは出資の総額3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員数） ・技術研究組合（直接又は間接の構成員の2/3以上が、法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの）		

※ 業種の分類は、日本標準産業分類に基づく。